

熊本市市民会館等使用料の減免に関する要綱

制定	平成20年	5月22日	市長決裁
改正	平成22年	4月1日	市民会館長決裁
	平成22年	9月17日	市民会館長決裁
	平成23年	4月1日	市民会館長決裁
	平成23年	6月10日	市民会館長決裁
	平成24年	4月1日	市民会館長決裁
	平成30年	9月27日	文化振興課長決裁
	令和3年	1月17日	文化政策課長決裁
	令和5年	3月20日	文化政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市市民会館条例（昭和42年条例第33号。以下「市民会館条例」という。）第9条第3項、熊本市男女共同参画センターはあもにい条例（平成元年条例第48号。以下「はあもにい条例」という。）第7条第3項、熊本市国際交流会館条例（平成6年条例第1号。以下「交流会館条例」という。）第7条第4項及び熊本市健軍文化ホール条例（平成7年条例第27号。以下「健軍ホール条例」という。）第7条第3項に規定する使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 市民会館条例第9条第3項、はあもにい条例第7条第3項、交流会館条例第7条第4項及び健軍ホール条例第7条第3項の規定に基づく減免（以下「減免」という。）の対象となる場合は、次のとおりとする。

- (1) 熊本市市民会館、熊本市男女共同参画センターはあもにい、熊本市国際交流会館及び熊本市健軍文化ホール（以下「各会館」という。）が、その運営委員会又は運営協議会の会議その他各会館の管理運営上必要な会議等を使用する場合
 - (2) 各会館が主催する事業に使用する場合
 - (3) 各会館の所管課が別表第1に掲げる事業に使用する場合
- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる団体等が各会館の使用許可が決定していない日又は使用時間区分を使って練習のために使用の場合は、減免の対象とする。
- (1) 本市に住所を有する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校、文化芸術の部活動を行う部を含む。）及び専修学校（学校教育法第124条に定める専修学校、文化芸術の部活動を行う部を含む。）
 - (2) 本市に住所を有する別表第2に掲げる児童福祉施設及び、その施設を統括する団体
 - (3) 本市に住所を有する別表第3に掲げる障害福祉サービス事業所等及び、その施設を統括する団体
 - (4) 本市に住所を有する文化芸術活動を行う団体等で政治活動、宗教活動又は営利事業を行う団体等でないもの
 - (5) 市長が特に必要と認めるもの
- 3 減免の対象となる使用料は、次のとおりとする。
- (1) 第1項に該当する場合 全ての使用料
 - (2) 前項に該当する場合 別表第4に掲げる各会館の施設の施設使用料又は会館使用料

(減免の割合)

第3条 使用料の減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項に該当する場合 10割
- (2) 前条第2項第1号から第3号に該当する場合 7割
- (3) 前条第2項第4号又は第5号に該当する場合 5割

(減免使用者の遵守事項)

第4条 第2条第2項に掲げる者は、使用料を減免される使用（以下「減免使用」という。）をしようとする場合は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 別表第5に掲げる附属設備以外の附属設備を使用しないこと。
- (2) 舞台転換、照明、音響等のタイミング（きっかけ）の打合せ確認を各会館と実施しないこと。

- (3) 本番の日前において、舞台転換、照明、音響等を用いたゲネプロ又はリハーサルをしないこと。
- (4) 客席を使用しないこと。
- (5) 別表第5に掲げる附属設備の準備及び舞台バラシを申請使用時間区分内で行うこと。

(利用料金の減免基準)

第4条の2 前3条の規定は、熊本市市民会館条例施行規則（昭和42年規則第40号）第22条第1項、熊本市男女共同参画センターはあもにい条例施行規則（平成2年規則第4号）第22条第1項、熊本市国際交流会館条例施行規則（平成6年規則第45号）第22条第1項及び熊本市健軍文化ホール条例施行規則（平成7年規則第30号）第22条第1項に規定する基準とする。

(減免使用の申請等)

第5条 第2条第2項に基づき使用料の減免を受けようとする者は、次項から第5項までの手続きを経て、第5項により通知された使用時間区分について、各会館の規則に定める使用許可申請書及び使用料減免申請書を提出しなければならない。

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、前項の申請に当たり減免使用をしようとする日の属する月（以下「減免対象月」という。）の前々月の1日から15日までの間に、各会館に対して使用の希望を申し出なければならない。
- 3 前項の申出は、各会館が提示する減免対象月の使用許可が決定していない日又は使用時間区分のうちから、1減免対象月につき1使用時間区分とし、別表第2に掲げる使用料の減免対象となる施設ごとに1回の申出とする。ただし、各会館の区分に応じた別表第5に掲げる使用できる附属設備のうち、所作台、洋舞マット又は反射板を使用する場合は1減免対象月につき、連続する2使用時間区分以内とする。
- 4 各会館は、第2項の申出が同一の使用時間区分に複数ある場合又は申し出られた使用日又は使用時間区分が既に使用許可されている場合は、必要に応じて申出を調整し、使用日及び使用時間区分の変更等を求めることができる。この場合において、調整の結果、希望する申出の使用時間区分の使用ができないこととなった場合は、当該申し出た者に通知する。
- 5 各会館は、減免使用できる使用時間区分等を第2項により申し出た者に通知する。

(調整後の申請)

第6条 前条の手続を経た申請に対する使用許可の決定をした後、なお減免対象月に使用許可の決定をしていない使用時間区分がある場合は、当該使用時間区分の減免使用に係る申請を随時受け付けるものとする。この場合において、使用料の減免を受けようとする者は、前条第1項の規定により各申請書を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。ただし、第2条第2項に基づく減免に係る部分は、同年9月1日以降の使用の申請に係る使用料について適用する。

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための使用時間の短縮要請に伴う減免の特例)

- 2 当分の間、夜間の使用時間区分（熊本市男女共同参画センターはあもにい、および健軍文化ホールにあっては、午後6時から午後9時30分までの使用時間区分）の使用に係る使用許可を受けた使用者に対し各会館の管理者が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための使用時間の短縮を要請した場合において、使用者がこれに応じて使用時間を短縮するときは、当該使用時間区分に係る使用料（附属設備使用料を含む。）のうち当該短縮する時間に相当する割合に係る額（当該額に10円未満の端数を生じる場合は、これを切り上げた額）を減免する。
- 3 第4条の2の規定は、前項の規定について準用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

施設の名称	減免使用の対象となる事業
熊本市民会館	本市の文化芸術の振興を図り、経済の活性化に資するために行う事業
熊本市男女共同参画センターはあもにい	男女相互の自立と調和ある社会の実現に寄与するため行う事業
熊本市国際交流会館	本市の国際化の進展に寄与するために行う事業

別表第2（第2条第2項第2号関係）

根 拠 法 条 文	対 象 施 設
児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第38条	母子生活支援施設
第39条	保育所
第40条	児童厚生施設
第41条	児童養護施設
第42条	障害児入所施設
第43条	児童発達支援センター
第43条の2	児童心理治療施設
第44条	児童自立支援施設
第44条の2	児童家庭支援センター

別表第3（第2条第2項第3号関係）

根 拠 法 条 文	対 象 施 設
旧身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。)第29条	身体障害者更生施設
第30条	身体障害者療護施設
第31条	身体障害者授産施設
旧知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。)第21条の6	知的障害者更生施設
第21条の7	知的障害者授産施設
第21条の8	知的障害者通勤寮
身体障害者福祉工場の設備及び運営について（昭和47年厚生省社更第128号厚生省社会局長通知）	身体障害者福祉工場
知的障害者福祉工場の設置及び運営について（昭和60年厚生省発児第104号厚生事務次官通知）	知的障害者福祉工場
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第7項	障害福祉サービス事業所 （生活介護事業所）
第5条第11項	障害者支援施設
第5条第12項	障害福祉サービス事業所 （自立訓練事業所）

第5条第13項	障害福祉サービス事業所 (就労移行支援事業所)
第5条第14項	障害福祉サービス事業所 (就労継続支援事業所)
第5条第18項	相談支援事業所
第5条第28項	福祉ホーム
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。）第31条	身体障害者福祉センター

別表第4（第2条第3項関係）

施設の名称	減免使用の対象となる施設
熊本市市民会館	大ホール、大会議室
熊本市男女共同参画センターはあもにい	メインホール、多目的ホール
熊本市国際交流会館	ホール
熊本市健軍文化ホール	ホール

別表第5（第4条関係）

施設の名称	減免使用の対象となる附属設備
熊本市市民会館	空調設備、ピアノ、太鼓、所作台、上敷、洋舞マット、反射板（第2サスペンションライトを含む。）、第2ボーダーライト、第3ボーダーライト、指揮台、譜面台、椅子、電源
熊本市男女共同参画センターはあもにい	空調設備、ピアノ、上敷、反射板、指揮台、譜面台、椅子、第1ボーダーライト、第2ボーダーライト、電源
熊本市国際交流会館	空調設備、ピアノ、上敷、指揮台、譜面台、椅子、電源
熊本市健軍文化ホール	空調設備、ピアノ、上敷、指揮台、洋舞マット、反射板、譜面台、椅子、ボーダーライト、電源